

南丹市災害時要援護者避難支援プラン

平成 24 年 3 月

南 丹 市

目 次

第 1 章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置づけ	2
3 計画の対象となる要援護者	3

第 2 章 関係機関等における役割

1 推進体制	4
2 関係機関の役割	6
(1) 市の役割	6
(2) 区・自治会の役割	7
(3) 消防団の役割	7
(4) 自主防災組織の役割	8
(5) 民生児童委員の役割	8
(6) 社会福祉協議会の役割	8
(7) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	9
(8) 警察署の役割	9
(9) 消防署の役割	9
(10) 避難所施設の役割	9
(11) 医療機関等の役割	10
(12) 保健所、児童相談所の役割	10

第 3 章 要援護者情報の把握・共有

1 災害時要援護者支援台帳の作成	11
(1) 災害時要援護者支援台帳の目的	11
(2) 災害時要援護者支援台帳の対象者	11
(3) 要援護者の登録方法	12
(4) 登録する内容	12
2 災害時要援護者支援台帳の提供、管理	12
(1) 災害時要援護者支援台帳の提供先	12
(2) 申請者及び台帳の取扱い	13
(3) 災害時要援護者支援台帳の変更	13
3 個人情報の取扱い	13

第4章 災害時要援護者の個別計画の作成

1 個別計画の作成	14
(1) 作成の目的	14
(2) 個別計画の作成方法	14
(3) 個別計画の内容	14
2 地域支援者の定め方	15
3 個別計画の共有、管理	15
(1) 個別計画の共有と更新	15
(2) 個別計画の適正管理	16

第5章 情報伝達体制について

1 避難情報の種類	17
2 避難準備情報発表の基準について	17
3 要援護者への情報伝達	18
4 要援護者の避難支援方法等の普及	18
5 避難支援訓練の実施	18

第6章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制	20
(1) 市における避難支援体制	20
(2) 地域における避難支援体制	20
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備	20
2 安否確認体制の整備	20
3 安否確認情報の収集体制	21
(1) 個別計画登録者の安否情報の収集	21
(2) 地域支援者からの報告	21
(3) 災害時の対応	21

第7章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要援護者支援体制	23
(1) 相談窓口の設置	23
(2) 情報提供	23
(3) 福祉避難室の設置	23
(4) 福祉サービスの継続	23
(5) こころのケア	24
(6) 健康管理	24

(7) 避難所以外の災害時要援護者への支援	24
(8) 福祉避難所・医療機関等への移送	24
2 避難所等における要援護者支援体制	24
(1) 開設の周知	24
(2) 避難所の避難所運営委員会との連携	24
(3) 支援体制の確認	24
(4) 優先的支援の実施	25
3 福祉避難所	25
(1) 福祉避難所とは	25
(2) 設置・運営等	25
(3) 移送手段の確保	25
4 避難所の環境整備	26
(1) 施設の整備改善	26
(2) 仮設等による対策	26

資料編

様式

様式 1 災害時要援護者支援台帳	27
様式 2 災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）	29
様式 3 災害時要援護者登録事項変更届	33

参考資料

参考資料 1 災害時要援護者の特徴と対応	34
参考資料 2 災害時要援護者の非常持出品（例）	45
用語の説明	46

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

(1) 背景と目的

近年、地震、集中豪雨や台風による風水害などにより全国各地で大規模災害が発生しています。災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右します。

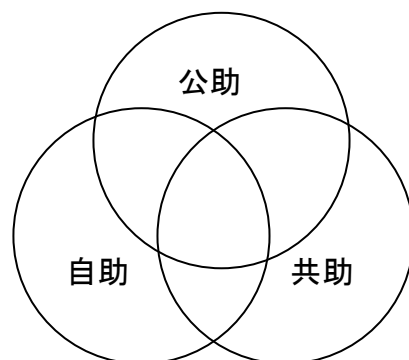
防災対策の推進にあたっては総合的な取り組みが重要であり、中でも、災害時要援護者(※用語の説明)（以下「要援護者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっています。

本市では、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「南丹市災害時要援護者避難支援プラン」(※用語の説明)（以下「本プラン」という。）を作成します。

(2) 「自助・共助・公助」の必要性

災害時の対策として、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考え、行政機関や公益企業等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係と役割を明らかにしつつ、要援護者の総合的な支援対策を講ずるための指針として、本プランを作成します。

さらに、本プランに基づいて地域において「個別計画」を作成し、地域における要援護者一人ひとりの支援活動を推進していきます。



2 位置づけ

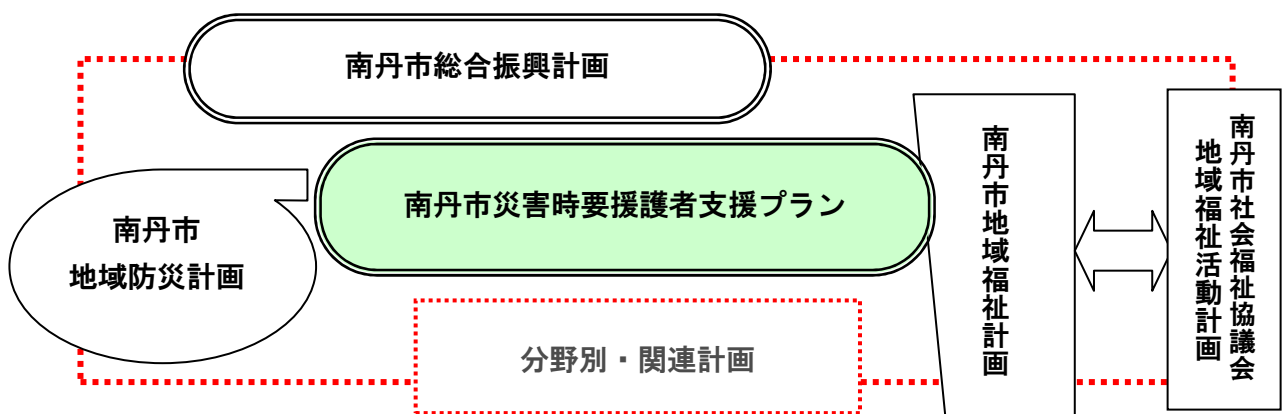
避難支援プランは、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び市の「南丹市地域防災計画」を踏まえ、要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものです。

「南丹市地域防災計画」では「一般計画編 第1章 総則」の「第2節 計画の理念」の中で「2 災害に強い体制づくり（3）災害時要援護者への支援の強化（災害時要援護者支援プラン等の作成）」と記載され、これを具体化したものが本プランです。

災害時要援護者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化するもので、「一般計画編 第2章 災害予防対策」の「第23節 災害時要援護者及び外国人に係る対策計画」に記載されている「災害時要援護者」の安全確保や支援策に該当します。

策定にあたっては、災害時要援護者の避難支援対策の整備を推進するため、「南丹市地域福祉計画」の基本施策「災害時などに備えた防災・防犯の仕組みづくり」及び重点プロジェクト「地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進」の具体的な取り組みとして、作成するものとします。

【南丹市災害時要援護者支援プランの位置づけ】



3 計画の対象となる要援護者

(1) 対象者

災害時要援護者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の人で、家族等による必要な支援を受けることが困難な下記の人について、重点的・優先的に進めます。

- ア 1級又は2級の身体障害者手帳を所持する人
- イ A判定の療育手帳を所持する人
- ウ 1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する人
- エ 要介護3・4・5の認定を受けている人
- オ 65歳以上の一人暮らし高齢者
- カ 75歳以上のみ(二人以上)で構成されている世帯の人
- キ 人工透析を受けている人
- ク 前各号に掲げる者のほか、特に支援が必要と認められる人
(妊産婦及び乳幼児、日本語の理解が十分ではない外国人等)

第2章 関係機関等における役割

1 推進体制

市は、災害時要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当課を中心に、防災担当課とともに構成する要援護者班（※用語の説明）を設置します。

要援護者班は、関係機関と連携しつつ、要援護者の避難支援対策を推進していきます。

■要援護者班について

【位置づけ】

<平常時>

市の福祉担当課及び防災担当課による横断的なプロジェクト・チームとして設置します。

<災害時>

市災害対策本部中、福祉担当課内に設置することとし、庁内のみならず外部の関係機関と連携した体制で設置します。

「南丹市地域防災計画」との整合性を図りつつ、個別計画として具体的な体制づくりを展開していきます。

【構成】

<平常時>

班長（福祉担当課長）、班員（福祉担当者、防災担当者）で構成します。また、避難支援体制の整備推進にあたっては、防災関係機関（京都中部広域消防組合、消防団、自主防災組織等）及び日頃から災害時要援護者と接している団体関係者（社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険関係者、障害者団体等）並びに地域住民の参加を得ながら進めます。

<災害時>

班長（福祉担当課長）、班員（福祉担当者）で構成します。

【業務】

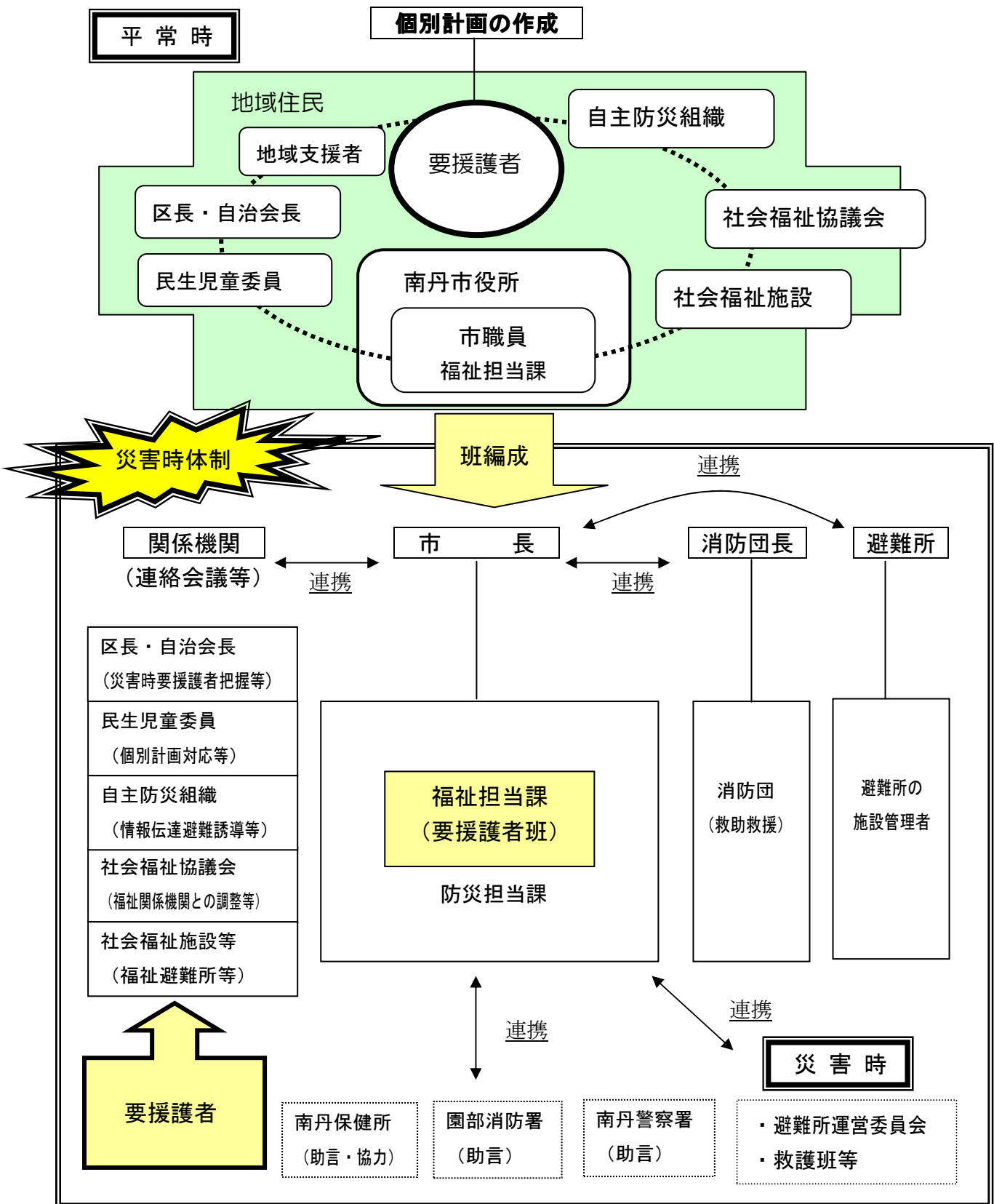
<平常時>

災害時要援護者情報の共有化、個別計画の策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行います。

<災害時>

避難準備情報（※用語の説明）等の伝達業務、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置される避難所運営委員会（※用語の説明）等との連携・情報共有、単独の避難所では対応できない場合の広域調整等を行います。

【災害時要援護者支援の推進体制】



2 関係機関の役割

関係機関の役割については、平常時、災害時によって下記のとおり明確にしておき、各々が必要な人や組織と連携をとりつつ、それぞれの役割を担います。

(1) 市の役割

① 市福祉担当課

<平常時>

- ア 要援護者班の設置
- イ 障害のある人等の要援護者に関する各種情報に基づき作成する災害時要援護者支援台帳（※用語の説明）（以下「要援護者リスト」という。）の整備及び民生児童委員等への情報提供
- ウ 要援護者リスト登録への働きかけ
- エ 個別計画の作成（区、自主防災組織、民生・児童委員等と連携して実施）と避難行動要支援者の把握
- オ 個別計画作成のための同意の働きかけ
- カ 個別計画作成についての広報等
- キ 一般の指定避難所における要援護者に配慮した設備の改善
- ク 福祉避難所（※用語の説明）の協定締結
- ケ 災害時要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- コ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- サ 要援護者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- シ 支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立

<災害時>

- ア 市災害対策本部中、福祉担当課内に要援護者班を設置
- イ 避難・安否確認の状況把握
- ウ 避難所（福祉避難所）の開設と連絡調整
- エ 避難所（福祉避難所）の運営支援
- オ 避難所の運営委員会との連携した要援護者支援

② 市防災担当課の役割

<平常時>

- ア 要援護者リスト、個別計画の共有
- イ 個別計画作成についての広報等
- ウ 災害時要援護者参加型の防災訓練の企画・実施
- エ 災害時要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- オ 避難所（福祉避難所）の指定
- カ 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備

<災害時>

- ア 避難準備情報等の発令・伝達
- イ 災害時における避難支援
- ウ 避難所（福祉避難所）の開設と連絡調整

③ 市保健担当課の役割

<平常時>

- ア 医師会、薬剤師会等医療関係機関との災害時対応の連携強化
- イ 妊産婦への災害時対応についてのパンフレットの配布と啓発
- ウ 要援護者リストに未登録で生命維持のために投薬等を行っている者の把握

<災害時>

- ア 避難所における要援護者の相談や栄養相談など相談体制の整備
- イ 避難所における要援護者の健康管理や感染症対策、食中毒体制などの予防対策

④ 地域包括支援センターの役割

<平常時>

- ア 高齢者等の要援護者に関する各種情報の収集

<災害時>

- ア 在宅サービス利用者の安否確認

(2) 区・自治会の役割

<平常時>

- ア 市の実施する個別計画作成への協力
- イ 要援護者リスト、個別計画の共有
- ウ 要援護者リスト登録への働きかけ
- エ 避難所の運営支援
- オ 個別計画の作成（市、自主防災組織、民生児童委員等と連携して実施）
- カ 民生児童委員、ふれあい委員（※用語の説明）との連携
- キ 地域に住んでいる医師・看護師の把握

<災害時>

- ア 個別計画登録者及び地域支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 個別計画登録者への避難支援と安否確認への協力

(3) 消防団の役割

<平常時>

- ア 要援護者リスト、個別計画の共有
- イ 個別計画作成への働きかけ
- ウ 防災知識の普及・啓発
- エ 地域の災害危険箇所の把握

- 才 防災訓練の実施
 - 力 火気使用設備器具等の点検
 - キ 防災資機材の備蓄と整備点検
- <災害時>
- ア 避難準備情報等の伝達
 - イ 避難行動の支援又は救助

(4) 自主防災組織（※用語説明）の役割

- <平常時>
- ア 防災知識の普及・啓発
 - イ 地域の災害危険箇所の把握
 - ウ 防災訓練の実施
 - エ 火気使用設備器具等の点検
 - オ 防災資機材の備蓄と整備点検
- <災害時>
- ア 避難準備情報等の伝達
 - イ 避難行動の支援又は救助

(5) 民生児童委員の役割

- <平常時>
- ア 要援護者リスト、個別計画の共有
 - イ 要援護者リスト登録への働きかけ
 - ウ 個別計画作成への協力
 - エ 個別計画の新規登録、変更・修正に関する情報提供
 - オ ふれあい委員との連携
- <災害時>
- ア 個別計画登録者及び地域支援者への避難準備情報等の伝達への協力
 - イ 避難行動要支援者の避難支援と安否確認への協力
 - ウ 避難所における要援護者の心のケア

(6) 社会福祉協議会の役割

- <平常時>
- ア 要援護者リスト、個別計画の共有
 - イ 災害ボランティア組織の形成、育成等地域福祉の推進
 - ウ 個別計画作成のための同意について、福祉団体等への広報・啓発
 - エ 地域支援者の選定に関する関係機関の連絡調整への協力（関係機関からの選定が必要となった場合）
- <災害時>
- ア 市災害ボランティアセンターの設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整

- イ 避難行動要支援者の安否確認への協力
- ウ 他機関との連絡調整

(7) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

- ア 要援護者リストへの働きかけ
- イ 在宅の要援護者の避難支援（移動手段）への協力
- ウ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力

<災害時>

- ア 要援護者の受入（通所・入所）
- イ 在宅サービス利用者の安否確認

(8) 警察署の役割

<平常時>

- ア 要援護者リスト、個別計画の共有
- イ 要援護者の避難支援体制整備への協力

<災害時>

- ア 救援・救助及び安否確認等への協力
- イ 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- ウ 被災地及びその周辺の交通規制

(9) 消防署の役割

<平常時>

- ア 要援護者リスト、個別計画の共有
- イ 要援護者の避難支援体制整備への協力

<災害時>

- ア 救援・救助及び安否確認等への協力

(10) 避難所施設の役割

<平常時>

- ア 避難所の施設管理者として、要援護者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認
- イ 避難所の要援護者支援に関する訓練・研修への協力

<災害時>

- ア 要援護者支援に関する避難所管理上の調整

(11) 医療機関等の役割

<平常時>

- ア 医師会、薬剤師会の連携体制の構築
- イ 災害時における対応可能状況を把握するための調査への協力

<災害時>

- ア 災害時における緊急入院への対応

(12) 保健所、児童相談所の役割

<平常時>

- ア 市が行う要援護者を把握するための調査への協力

<災害時>

- ア 難病患者に対する避難誘導及び安否確認への協力
- イ 災害により保護を要する児童等の把握及び措置
- ウ 避難所における要援護者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

第3章 要援護者情報の把握・共有

1 災害時要援護者支援台帳の作成

市社会福祉課は、「南丹市災害時要援護者支援台帳整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、災害時要援護者支援台帳を作成します。

（1）災害時要援護者支援台帳の目的

災害時要援護者支援台帳は、実施要綱に基づき、災害時に障がいのある人や高齢者など自力で避難することに不安のある人が、地域の中で災害時等における支援を迅速に受けられるようにするため、必要な情報を事前に把握し、市と地域で平常時から共有することにより、地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的とします。

（2）災害時要援護者支援台帳の対象者

災害時要援護者支援台帳の対象者とは、南丹市に居住（南丹市の住民基本台帳に記録されていること又は外国人登録原票に登録されていること）し、以下に規定する在宅の要援護者のうち、支援を必要とする人としします。

- ア 1級又は2級の身体障害者手帳を所持する人
- イ A判定の療育手帳を所持する人
- ウ 1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する人
- エ 要介護3・4・5の認定を受けている人
- オ 65歳以上の一人暮らし高齢者
- カ 75歳以上のみ(二人以上)で構成されている世帯の人
- キ 人工透析を受けている人
- ク 前各号に掲げる者のほか、特に支援が必要と認められる人
(妊産婦及び乳幼児、日本語の理解が十分ではない外国人等)

(3) 要援護者の登録方法

要援護者は、南丹市たすけあいネットワーク災害時要援護者支援登録申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとします。この場合、要援護者は、近隣者等の地域支援者の記載にあたって、あらかじめその地域支援者本人の同意を得ることとします。

申請において、次に掲げる者（以下「代理申請者」という。）は、要援護者の同意を得た上で当該要援護者に代わり申請を行うことができるものとします。

ア 民生児童委員

イ 要援護者の居住する地区の区役員

ウ 親族その他要援護者の支援をしている者で市長が特に認める者

市長は、申請を円滑に行うために、区役員及び民生児童委員の協力を得て、要援護者の把握及び登録に必要な調査を行うものとします。

また、市長は、提出された申請書をもとに、「南丹市たすけあいネットワーク災害時要援護者支援台帳」（以下「台帳」という。）を整備するものとします。

(4) 登録する内容

災害時要援護者支援台帳の様式は様式1のとおりとします。

2 災害時要援護者支援台帳の提供、管理

(1) 災害時要援護者支援台帳の提供先

市長は、台帳を関係機関（京都中部広域消防組合園部消防署・同各出張所、南丹市消防団・同各支団・同各部、京都府南丹警察署、南丹市社会福祉協議会・同各支所）及び支援者（南丹市民生児童委員、地域の自治区）に提供するものとします。関係機関及び支援者は、台帳の提供を受けたときは、南丹市たすけあいネットワーク災害時要援護者支援台帳受領書（以下「受領書」という。）を市長に提出するものとします。

(2) 申請書及び台帳の取扱い

申請書は、社会福祉課が保管し、台帳は市関係課（社会福祉課、総務課、高齢福祉課、各支所健康福祉課、各支所地域総務課）並びに関係機関及び支援者がそれぞれ保管します。

市関係課、関係機関及び支援者（以下「市関係課等及び支援者」という。）は、要援護者の支援以外の目的で台帳を使用してはならないものとします。市関係課等及び支援者は、台帳を厳重かつ適切に保存し管理するとともに、台帳を紛失したときは、速やかに市長に報告することが必要です。市関係課等及び支援者は、要援護者の支援の必要がなくなったとき又はその職を離れたときは、速やかに台帳を市長に返還するものとします。

(3) 災害時要援護者支援台帳の変更

要援護者又は代理申請者は、申請書に記載された事項に変更が生じたときは、南丹市たすけあいネットワーク災害時要援護者登録事項変更届（様式3）により市長に報告するものとします。市長は、報告を受けたときは、台帳を変更し、市関係課等及び支援者に提供するものとします。市関係課等及び支援者は、変更した台帳の提供を受けたときは、市長に受領書を提出するとともに変更前の台帳を返還するものとします。

3 個人情報の取扱い

台帳には、個人のプライバシーに関わるが多岐にわたり記載されています。そのため、台帳の提供を受ける側の情報保護の確保が不可欠であるため、市関係課等及び支援者は個人情報について、守秘義務を遵守するとともに南丹市個人情報保護条例（平成18年南丹市条例第10号）の規定に基づき、当該個人情報の適切な管理を徹底します。市関係課等及び支援者の職にあるもの又はその職にあったものは、当該個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととします。

第4章 災害時要援護者の個別計画の作成

1 個別計画の作成

(1) 作成の目的

災害の発生時や災害の可能性が高まった際には、要援護者の避難支援誘導を迅速かつ適切に実施しなければなりません。そのためには、避難支援を要する一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所等に、どんな方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

個別計画は、要援護者本人またはその家族等とともに、個々に応じた対応を図るため、地域支援者や支援に関する必要事項等を明記して作成することとします。

(2) 個別計画の作成方法

市は、要援護者について、民生児童委員及び区、自主防災組織等地域の協力を得て、個別計画作成に同意するよう働きかけます。同意が得られることを前提に、要援護者支援台帳に基づき、地域が主体となって、台帳登録者（要援護者）に関する個別計画を作成するものとします。

ただし、個別計画に本人記載ができない場合は、家族等の意志の確認により家族または民生児童委員等が代筆することができるものとします。本人の申出により民生児童委員を通して個別計画を作成することもできるものとします。

なお、個別計画は、要援護者及び地域支援者等が、要援護者本人に必要な支援内容を認識するための手段であることから、災害時要援護者支援台帳等による支援内容の確認をしつつ、可能な限り作成していきます。

(3) 個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、本人同意により地域支援者、避難所、避難方法等について確認します。

個別計画には、以下の内容を支援情報として可能な範囲において記載するものとし、様式は様式2のとおりとし、必要に応じて様式は変更できるものとします。

ア 居住状況

居住建物に関して、建物の構造、普段いる部屋、寝室の位置を記載する。

イ 地域支援者

災害時要援護者に対して災害の情報伝達、避難誘導を行う人とする。

ウ 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬する必要がある場合などに、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報やかかりつけ医療機関名等を明記する。

エ 情報伝達での留意事項

「聴覚障害があるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにく

い場合等の留意事項を明記する。

オ 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要であるなどの個別計画登録者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

カ 避難先での留意事項

聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

キ 避難勧告等の伝達者・問い合わせ先

誰からどのような手段で災害に関する情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び伝達手段を明記する。

ク 避難所

避難場所は、できるだけ要援護者に配慮された場所とする。

2 地域支援者の定め方

地域支援者とは、個別計画登録者を普段から見守ったり、災害に関する情報伝達や避難所まで一緒に避難を行う人たちをいい、隣近所の方などできるだけ身近な人たちが望ましいと考えます。地域支援者は原則として、個別計画登録者本人が選定することとしますが、本人による選定ができないときは、地域の方々の協力により選定します。なお、地域支援者は複数の方を選定することを原則とするとともに、地域支援者になっていただくことは善意によるものですので、責任を伴うものではなく、できる範囲での支援をお願いします。

地域支援者の役割は、風水害などあらかじめ避難をすることが可能な災害では、個別計画登録者へ避難準備情報を伝えるとともに避難所までの避難を支援することとします。地震等の突発的な災害では、自分の安全を確保したのち、個別計画登録者の安否を確認します。

3 個別計画の共有、管理

(1) 個別計画の共有と更新

個別計画の原本は社会福祉課が保管し、副本は、要援護者、地域支援者とともに、下記の関与者で共有します。

- ・市防災担当課
- ・民生児童委員
- ・自治会・区
- ・消防団
- ・社会福祉協議会等、台帳を管理する機関等

また、民生児童委員、自治会・区等地域が実施主体となって作成する個別計画の内容については、本人または地域支援者が毎年確認します。内容に変更がある場合、社会福祉課は、保有する個別計画を修正するとともに、市防災担当課、民生児童委員、自治会・区等の情報共有者の個別計画を改訂された情報に更新します。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、災害時及び各種訓練等の避難支援目的以外に個別計画を使用することを禁じます。

また、個別計画を保管する者は、南丹市個人情報保護条例に基づき、保管・取り扱いに十分配慮します。

【個別計画の作成フロー】



第5章 情報伝達体制について

1 避難情報の種類

市（防災担当課）は、大規模な地震災害等の発生または発生が予測される際に、迅速かつ安全に災害時要援護者等の避難または避難誘導を促すために、避難情報を発表・発令し、関係機関及び市民に周知します。

【三段階の避難情報】

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報（災害時要援護者等避難情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者は、計画された避難地、避難所等へ避難（地域支援者は支援行動をとる） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難地、避難所等へ避難
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

2 避難準備情報発表の基準について

市の防災担当課は、京都府から必要な助言、支援を受け気象情報、降水量、河川水位その他の各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の市民に避難勧告を発令する準備段階に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制を確立します。

本プランの対象者となる災害時要援護者等の避難準備については、前項で述べたように、市の防災担当課が中心となって、発令に応じた避難行動を促します。

3 要援護者への情報伝達

市は、防災行政無線のほか、ファクシミリ、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供します。また、発令された避難準備情報等が要援護者を含めた住民に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの自主的な情報伝達体制の整備を推進します。

<情報伝達手段>

- ア 防災行政無線の活用
- イ ファクシミリの活用
- ウ 放送事業者への情報提供
- エ CATVによる情報提供
- オ 広報車・消防団等による広報
- カ 緊急通報システムの活用
- キ 携帯電話の災害情報ダイヤルの活用
- ク 災害情報インターネットシステムの活用
- ケ 通訳・翻訳ボランティアによる情報提供

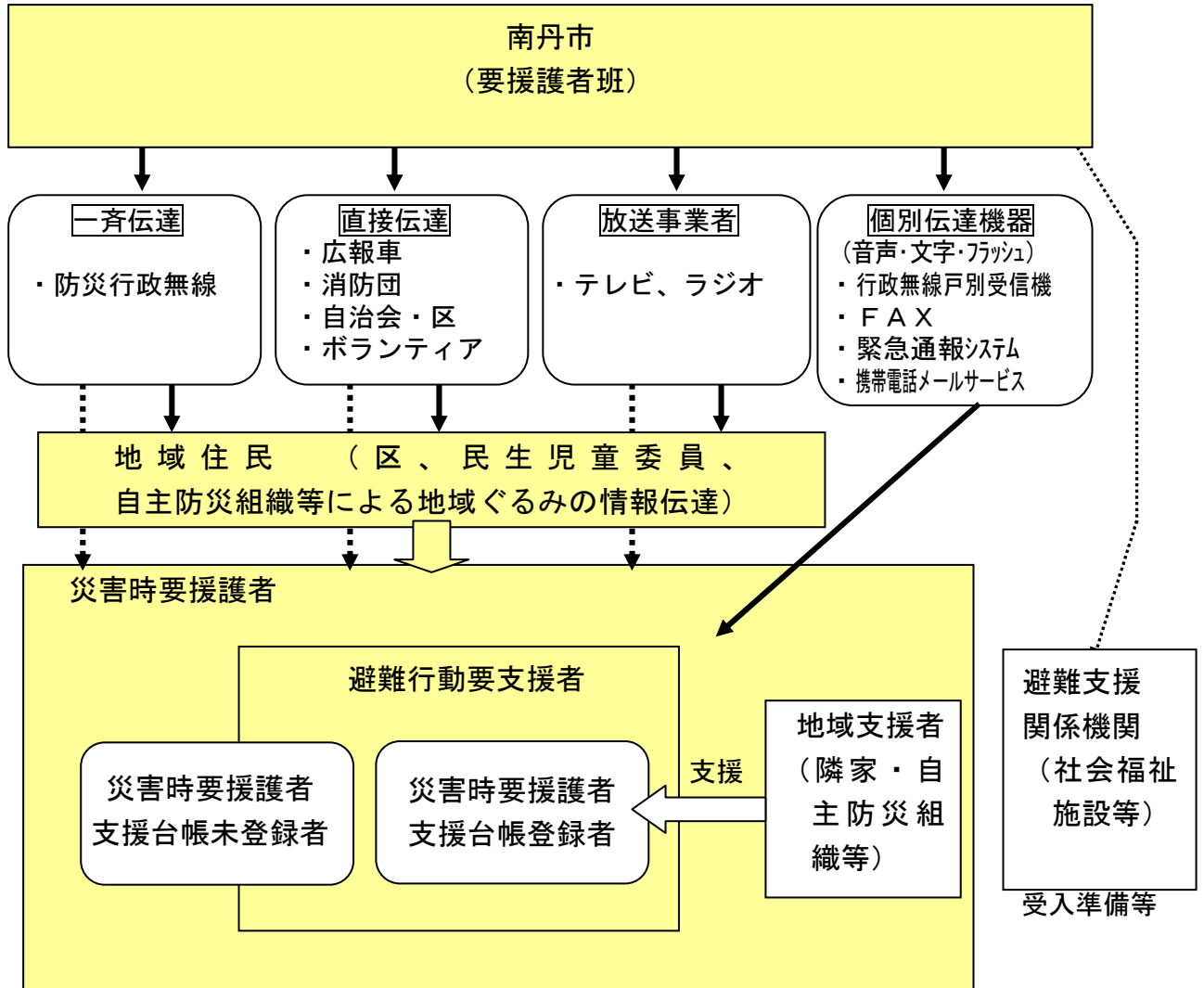
4 要援護者の避難支援方法等の普及

市は、社会福祉協議会、民生児童委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民、自治会・区、消防団、自主防災組織等に対し、要援護者情報の収集・共有や本プランの必要性、管理方法、要援護者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図ります。

5 避難支援訓練の実施

市は、要援護者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、各種訓練等において災害時要援護者支援台帳登録対象者の避難支援訓練を定期的の実施します。避難支援訓練は、行政主導のみならず、地域が主体となって自主的な訓練を実施することとします。

【災害時要援護者避難支援の情報伝達】



【視覚・聴覚障害のある人に対する情報伝達方法】

障害のある人	受信者の状況	情報伝達手段
聴覚障害のある人	在宅	TV文字放送 FAX等
	屋外	電光掲示板 携帯メールサービス等
視覚障害のある人	在宅及び屋外	同報無線（屋外、個別） ラジオ、緊急通報システム等

第6章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

市は、要援護者の円滑な避難支援のため、防災部局・福祉部局・交通（バス）関係部局の連携のもと、災害時の業務実施体制や職員配置等市の体制を整備します。

また、災害時に、市災害対策本部の福祉部局を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要援護者に対する避難支援体制（要援護者班）を整えるとともに、避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、災害時要援護者支援台帳登録者が避難支援を受けられない場合や地域支援者が避難支援を行えない場合等に備え、福祉部局内に、要援護者避難支援の相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応します。

(2) 地域における避難支援体制

地域支援者は、災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施します。支援ができない場合は、市災害対策本部へ連絡し、救出・救助を求めます。

市、消防団、区、民生児童委員、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとします。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に、要援護者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとします。

2 安否確認体制の整備

<平常時>

自主防災組織、自治会・区、民生児童委員は、日頃からの見守り活動を通じて災害時要援護者支援台帳登録者の所在や避難先となり得る場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否情報対応窓口へ円滑な情報提供ができる体制を整えておく必要があります。

<災害時>

災害等による緊急時には、すべての災害時要援護者支援台帳登録者の安否確認が必要であるため、自治会・区、民生児童委員で保管している「災害時要援護者支援台帳」の名簿を開示し、自主防災組織等と地域の関係者と連携して安否確認を行うとともに、避難所運営委員会の救護班において支援体制を整えます。

3 安否確認情報の収集体制

(1) 個別計画登録者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所等において実施しますが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所等に避難しない災害時要援護者支援台帳登録者も多いことから、避難所等においてだけでは安否情報の収集は難しい側面があります。このため、市は、市災害対策本部の福祉担当課内に安否情報収集窓口を設置し、災害時要援護者支援台帳登録者の安否情報を収集することとします。

(2) 地域支援者からの報告

地域支援者は、個別計画登録者を避難先へ移送した場合や個別計画登録者の親戚宅等への避難情報を得た場合は、避難所等又は市災害対策本部に報告するものとします。

(3) 災害時の対応

ア 台風・水害等の一般的災害、局地的災害等

市から避難準備情報・避難勧告等が発表・発令された時、地域の自治会・区または自主防災組織においては個別計画をもとに個別計画登録者・地域支援者への情報伝達を行います。

また、浸水等の被害が拡大した際には、災害時要援護者支援台帳登録者の安否確認を行い、被災状況について速やかに市の安否情報対応窓口に連絡をするものとします。

市の安否情報対応窓口では、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講ずるとともに、地域に被害が発生している場合には、災害時要援護者支援台帳の未登録者に対しても安否確認を行うこととします。

イ 地震災害（震度5強以上）時

まずは、一般的災害時と同様の対応をします。

その上で、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や、電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、死傷者等人的被害も多発している場合など（震度5強以上の震災等）、災害時要援護者支援台帳登録者の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要なときには、自治会・区、民生児童委員で保管している「災害時要援護者支援台帳」を活用し、自主防災組織等と地域の関係者で協力し、すべての要援護者支援台帳登録者の安否確認を行うこととします。

また、災害時要援護者支援台帳の未登録者に対しても安否確認を行うこととします。

ウ 原子力災害時

集団避難となりますが、要援護者の方々に対しては、個々の安否を確認して、該当の福祉避難所等へ避難いただき、避難生活に対して支援を行うこととします。

第7章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要援護者支援体制

災害時要援護者の特徴やニーズは一律的なものではないことから、避難所における支援対策においても環境整備が必要となります。また、災害時要援護者の要望を把握するため避難所で相談を受け付けることが求められます。さらに、避難所での情報提供の際、視覚・聴覚障がい者、外国人などについては、情報伝達方法に特段の配慮が大切です。

なお、避難生活が長期化する場合は心身の健康管理や健康相談を行いながら必要に応じ福祉避難室の設置や福祉避難所への移送が必要となります。

避難所における要援護者の支援については、市災害対策本部の要援護者班が中心となり、保健医療班、地域と協力して行います。

(1) 相談窓口の設置

災害時要援護者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また、心身の状態等によっても異なることが考えられます。このことから、避難所運営委員会（救護班）は、正確なニーズを迅速に把握するために専門の相談窓口を設け、民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなど福祉関係者、支援者の協力を得て避難所での相談体制を整えます。

(2) 情報提供

避難所では情報が不足することにより災害時要援護者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから報道機関や市等からの情報を的確に提供する必要があります。

このため、避難所運営委員会（情報広報班）は情報提供に当たって、それぞれ災害時要援護者の心身の状態に配慮し、紙媒体や音声・文字など様々な方法を用いて実施します。

また、掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、高齢者から子ども、外国人まで誰でもわかりやすい表示に努めることも必要です。

(3) 福祉避難室の設置

災害時要援護者が避難所での集団生活が困難である場合、避難所運営委員会（救護班）は、応急的措置として、指定避難所の教室・保健室等を活用し、要援護者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応することが必要となります。

(4) 福祉サービスの継続

要援護者は、避難所生活でも、生活を維持するために福祉サービスが必要となります。このことから、市（要援護者班）は関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努めます。

(5) こころのケア

被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化や外傷後のストレス障害（PTSD）への進行が懸念されることから、市（保健医療班）は、専門家の協力を得ながら災害時要援護者のこころのケア相談に努めます。

(6) 健康管理

避難所生活は、避難者や支援関係者など、多くの人たちが出入りすることから、災害時要援護者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策など予防対策が大切です。そのため、市（保健医療班）は、関係機関と連携しながら効果的で継続的な保健活動を行います。

(7) 避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられます。市（要援護者班）はこうした避難生活を送る要援護者の所在や現状を把握し、必要な情報提供を行いながらニーズの把握を行うとともに必要な対策や支援を行います。

(8) 福祉避難所・医療機関等への移送

市（要援護者班・保健医療班）は、障がいの重度化や合併症の予防等の観点から、医師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては福祉避難所への移送を検討します。また、状況によっては、福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院などの対応を行います。

2 避難所等における要援護者支援体制

(1) 開設の周知

市は、防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行います。

開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図ります。

(2) 避難所の避難所運営委員会との連携

市は、市災害対策本部の福祉部局が中心となり、区、民生児童委員、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により各避難所に設置される避難所運営委員会と連携し、避難所において必要となる要援護者支援に関する相談や要援護者のニーズ等に対し、連携して支援を実施します。

(3) 支援体制の確認

市福祉・防災担当課及び避難所の施設管理者は、平常時から、要援護者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要援護者支援に

関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要援護者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握します。

市福祉・防災担当課は、平常時から、区、民生児童委員、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て、各避難所において避難所運営委員会に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、区、民生児童委員、自主防災組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要援護者に配慮した利用方法等について確認し、改善します。

(4) 優先的支援の実施

避難所の避難所運営委員会は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要援護者について優先的に対応するものとします。

3 福祉避難所

(1) 福祉避難所とは

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所を確保します。

また、「避難対象者」は前掲（2頁）のとおり、要援護者支援台帳登録者とします。

(2) 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。

(3) 移送手段の確保

市は、要援護者が福祉避難所で支援が受けられるように、一般の避難所あるいは救出・救助場所からの移送手段を確保します。また、福祉避難所から緊急な処置や入院が必要な場合、入所施設や病院に移送できるように、福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストを作成し、移送手段を整備します。

4 避難所の環境整備

要援護者は、日常的に介護、支援等が必要な場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護等が必要となるケースが少なからず発生することが予想されます。とりわけ避難所生活が長期化する場合には、要援護者に対して日常的な介護・支援等が必要となります。

市は、地域防災計画で指定する避難所について、要援護者の利用にも配慮して次のような環境の整備に努めます。

(1) 施設の整備改善

- ① 段差解消、手摺りの設置等のバリアフリー化
- ② 既設トイレの洋式化、身体障がい者用トイレへの改良・新設
- ③ 給湯設備の設置
- ④ 移送手段の整備
- ⑤ その他各々の施設において必要となる整備改善

(2) 仮設等による対策

- ① 知的障がい者や精神障がい者のための別室の確保
- ② 授乳室やオムツ換え、泣き声対策のための別室の確保
- ③ 成人向けのおむつ交換場所の確保
- ④ 補助犬を必要とする場合の専用スペースの確保
- ⑤ 間仕切り等によるプライバシーの保護
- ⑥ トイレに近い場所への要援護者エリアの確保
- ⑦ 車いすが通行可能な通路の確保
- ⑧ 畳、カーペット、扇風機、ストーブ等の配置
- ⑨ 車いす、簡易ベッド、障がい者対応型仮設トイレ等の配置
- ⑩ 文字放送対応テレビの配置
- ⑪ その他各々の施設において必要となる対策

資料編

■様式1 災害時要援護者支援台帳

様式第2号(第3条関係)

南丹市たすけあいネットワーク 災害時要援護者支援台帳

作成日 年 月 日

フリガナ 氏名		性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)
住所	南丹市				
電話番号	(自宅)		(携帯)		
要援護者 区分	① 身体障害者手帳 1,2 級 ② 療育手帳 A ③ 精神保健福祉手帳 1 級 ④ 要介護 3,4,5 ⑤ ひとり暮らし高齢者 ⑥ 高齢者世帯 ⑦ 人工透析 ⑧ その他 ()				
家族構成 同居状況	1 一人暮らし (時期: 年 月頃から)				
	状況	①南丹市内に家族がいる ②南丹市内に親戚が居る ③南丹市外に家族・親戚がいる ④身寄りがいない ⑤その他()			
	2 家族と同居 人 (本人含む) (同一敷地内に住む場合は同居とみなす)				
	日中の状況	①日中も家族がいる ②日中は家族がいない ③その他 ()			

【緊急連絡先・地域支援者】

緊急連絡先	氏名		続柄	
	住所			
	電話		携帯	
地域支援者	氏名		要援護者 との関係	
	住所			
	電話		携帯	

【身体等の状況】

かかりつけ医	医療機関名： 担当医：	電話	
要介護認定	1 有（要介護 ） 2 無		
身障手帳	1 有（ 種 級） 2 無		
	1 視覚障害 2 聴覚又は平衡機能障害 3 音声言語機能障害 4 肢体不自由(上肢、下肢、体幹) 5 内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓) 6 その他() 7 無		
療育手帳	1 有（判定 ） 2 無		
精神保健手帳	1 有（ 級・有効期限 年 月末日まで） 2 無		
人工透析	1 有（通院曜日 ） 2 無		
《特記事項》			
<p>1 生命を維持するために常用している薬があり、携帯が必要です。</p> <p>2 耳の聞こえが良くないので、大きな声で呼びかけてください。</p> <p>3 移動に <車イス・介助> が必要です。</p> <p>4 食事に介助が必要です。</p> <p>5 排泄に <介助・洋式便器・障害者用トイレ> が必要です。</p> <p>6 着替えに介助が必要です。</p> <p>7 人工呼吸器が常に必要です。</p> <p>8 酸素ボンベや酸素濃縮器が必要です。</p> <p>9 たん吸引が必要です。</p> <p>10 吸入器(ネブライザー)が必要です。</p> <p>11 理解することが苦手なので、わかりやすい言葉で話してください。</p> <p>12 認知症等で、道に迷うおそれがあります。</p> <p>13 判断能力に不安があります。</p> <p>14 その他()</p>			

整理番号		行政区名		民生児童委員	
------	--	------	--	--------	--

※この台帳に関する情報は、要援護者の日常の見守り支援、災害時の安否の確認、避難行動等の支援に役立てるものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることは禁止します。

南丹市長

■様式2 災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）

災害時要援護者避難支援プラン・個別計画

作成日 年 月 日

フリガナ 氏名		性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)
住所	南丹市				
電話番号	(自宅)	(携帯)			
要援護者 区分	① 身体障害者手帳 1,2 級 ② 療育手帳 A ③ 精神保健福祉手帳 1 級 ④ 要介護 3,4,5 ⑤ ひとり暮らし高齢者 ⑥ 高齢者世帯 ⑦ 人工透析 ⑧ その他 ()				

【居住状況】

建物の 構造		普段いる 部屋		寝室の 位置	
-----------	--	------------	--	-----------	--

【緊急時の家族等の連絡先等】

緊急 連絡 先	氏名	続柄	住所	電話
				自宅 携帯
				自宅 携帯
				自宅 携帯
家族構成・同居状況等				

【地域支援者】

地域 支 援 者	氏名	続柄	住所	電話
				自宅 携帯
				自宅 携帯

【避難行動計画】

避難時に携行 する医薬品等	
情報伝達での 留意事項	
避難誘導時の 留意事項	
避難先での 留意事項	

避難勧告等の伝達者・問い合わせ先	
避難所	
担当している介護保険サービス及び障害福祉サービス事業所名、連絡先等	

※この個別計画に関する情報は、要援護者の日常の見守り支援、災害時の安否確認、避難行動等の支援に役立つものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることは禁止します。

南丹市長

災害時要援護者避難支援プラン・個別計画

記入例

作成日 平成 24 年 9 月 12 日

フリガナ 氏名	ナンタン タロウ 南丹 太郎	性別	男・女	生年月日	明治・大正 昭和・平成 10年 5月23日 (77歳)
住所	南丹市園部町小桜町47番地				
電話番号	(自宅) 0771-68-XXXX (携帯) 090-2222-XXXX				
要援護者 区分	① 身体障害者手帳 1,2級 ② 療育手帳A ③ 精神保健福祉手帳 1級 ④ 要介護 3,4,5 ⑤ ひとり暮らし高齢者 ⑥ 高齢者世帯 ⑦ 人工透析 ⑧ その他 ()				

【居住状況】

建物の 構造	木造	普段いる 部屋	1階北側	寝室の 位置	2階南側
-----------	----	------------	------	-----------	------

【緊急時の家族等の連絡先等】

	氏名	続柄	住所	電話
緊急 連絡 先	南丹 一郎	子	京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町	自宅 075-111-XXXX 携帯 090-111-XXXX
	南丹 二郎	子	京都府南丹市園部町小山東町 平成台78番地外	自宅 0771-68-XXXX 携帯 090-333-XXXX
	南丹 花子	子	京都府南丹市八木町八木東所 15番地	自宅 0771-42-XXXX 携帯 090-555-XXXX
家族構成・同居状況等		妻と二人暮らし		

【地域支援者】

	氏名	続柄	住所	電話
地域 支 援 者	京都 太郎	隣人	京都府南丹市園部町小桜町○ ○番地	自宅 0771-68-XXXX 携帯 090-777-XXXX
	京都 三郎	隣人	京都府南丹市園部町小桜町○ ○番地	自宅 0771-68-XXXX 携帯 090-999-XXXX

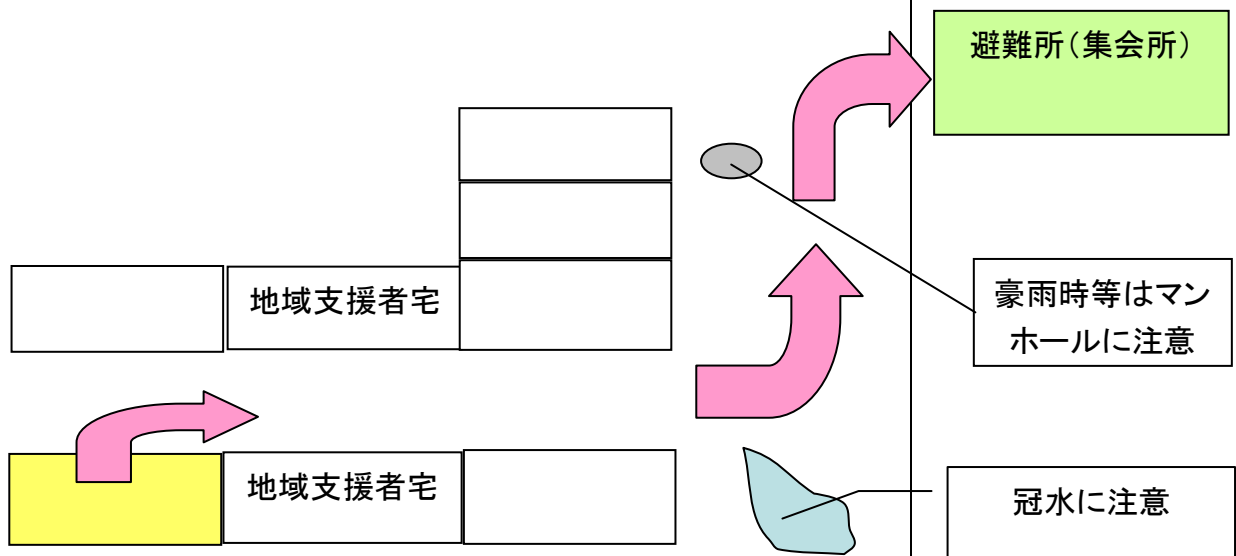
【避難行動計画】

避難時に携行 する医薬品等	〇〇剤、〇〇錠
情報伝達での 留意事項	聴覚障害のため、FAX・直接的な伝達が必要。
避難誘導時の 留意事項	手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難先での 留意事項	手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るように配慮する。

避難勧告等の伝達者・問い合わせ先

〇〇〇さん（組長）。なお、〇〇〇支援センターからも伝達予定。

避難所



担当している介護保険サービス及び障害福祉サービス事業所名、連絡先等

〇〇〇支援センター Tel0771-68-XXXX

※この個別計画に関する情報は、要援護者の日常の見守り支援、災害時の安否確認、避難行動等の支援に役立つものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることは禁止します。

南丹市長

■様式3 災害時要援護者登録事項変更届

様式第4号(第7条関係)

南丹市たすけあいネットワーク災害時要援護者登録事項変更届

南丹市長 様

先に申請した南丹市たすけあいネットワーク災害時要援護者登録申請書について、下記事項に変更等がありましたので届出します。

年 月 日

届出者氏名 _____ (印)

(代理届出者の場合、登録者との関係 _____)

要援護者氏名 _____ (印)

記

項目	変更前	変更後
住所		
電話番号	(自宅) (携帯)	(自宅) (携帯)
緊急連絡先	(氏名) (続柄) (住所)	(氏名) (続柄) (住所)
地域支援者	(氏名) (続柄) (住所)	(氏名) (続柄) (住所)
家族構成 同居状況		
身体等の状況		

■参考資料 1 災害時要援護者の特徴と対応

下記の資料は、災害時要援護者のタイプ別に、それぞれの特徴と配慮事項を記載しています。一般的な事項をもとに、要援護者やその家族に対して実施したヒアリング内容を反映したものです。

実際には、一人ひとりの要援護者に応じた個々の避難行動が必要となり、個別計画を作成する際には、避難支援におけるそれぞれの事項を確認しておくことが重要です。また、緊急時、災害時の避難における留意点は、可能な限りでの行動目標を示すものであり、実際には個別のケースに応じて適用されることとなります。

1. ひとり暮らし高齢者

特徴の把握と対応	<ol style="list-style-type: none">1. 体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合がある。2. 同居者がいないため、緊急事態等に気づくのが遅れる場合がある。3. カルテの作成が必要である。4. 医者、薬、家族の連絡先が書いてあるカード等をわかりやすいところに置いておく。5. 避難の仕方を訓練する必要がある。6. 日頃から近隣の地域支援者が声掛けをし、緊急時のため住まいの鍵を預かっておく。
情報伝達時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 電話や訪問による迅速かつ直接的な情報伝達が必要である。2. 緊急情報システムの導入や活用が必要である。
避難誘導時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 日頃から服用している薬を携帯することが重要。2. 家族や親戚などの身内への連絡が必要。
避難所での留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。2. トイレに近い場所に避難スペースを設ける。3. おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。

2. 寝たきり高齢者

特徴の把握と対応	<ol style="list-style-type: none">1. 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。2. 一日中ベッド（布団）の上にいるため、自力で行動することができない。3. トイレ、食事、お風呂など、援助・介助を必要とする。4. 日頃から、市やヘルパー、区長や組長、近隣の地域支援者等が、体調や食事、薬などについて把握しておく必要がある。5. カルテのようなものを作成しておく、市や保健師などが、訪問して把握しておく。6. 避難の仕方を訓練する必要がある。
情報伝達時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 本人、家族、地域支援者への迅速な情報伝達が必要である。2. 医療的ケアが必要な場合に対応し、器具等を入手できる体制づくりが必要である。
避難誘導時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 車イスやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等を使用する。2. 車イスへの不安がある場合など、個々のケースへの対応が必要である。3. 日頃から服用している薬があれば携帯する。
避難所での留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 援助が必要な人に対してホームヘルパー等を派遣してほしい。2. 必要な医療器具等について、入手できる体制づくりが必要である。3. 食事制限等疾患やそしゃく困難等による食事形態、特別用途食品の使用等に関する必要な情報を確認したい。4. 紙おむつなど介護用品や衛生用品が必要である。

3. 認知症高齢者

特徴の把握と対応	
	<ol style="list-style-type: none">1. 自分で判断し、行動することが困難な場合がある。2. 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。3. 記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊する。
情報伝達時の留意点	
	<ol style="list-style-type: none">1. 家族、支援者への迅速な情報伝達が必要である。2. 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。
避難誘導時の留意点	
	<ol style="list-style-type: none">1. 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる。2. 災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。3. 激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、様子を見守る。4. 氏名のわかる名札等が必要である。
避難所での留意点	
	<ol style="list-style-type: none">1. 認知症の高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が現れやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。2. 徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうように協力してもらう。

4. 視覚障害のある人

特徴の把握と対応	<ol style="list-style-type: none">1. 視覚による緊急事態等の察知が不可能または、瞬時に察知することが困難である。2. 日常の生活圏外では介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。3. 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、普段どおりの行動ができなくなる。
情報伝達時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 音声による情報伝達及び状況説明が必要である。2. 文字の読み書きが困難である。
避難誘導時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 日常の生活圏であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合があることを理解しておく。2. 白杖を持たないほうの手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩いてもらう。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押しついたりしない。3. 段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。4. 盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりはしない。
避難所での留意点	<ol style="list-style-type: none">1. できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。2. 視覚障害のある人には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報を提供する。また、携帯ラジオ等を配布する。3. ガイドヘルパー等を配置する。4. 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給する。5. 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

5. 聴覚障害のある人

特徴の把握と対応	<ol style="list-style-type: none">1. 音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない）。2. 必ずしも手話ができるわけではない。3. 緊急時でも言葉で人に知らせることができない。4. 外見からは、障がいがあることがわからない。
情報伝達時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 正面から口を大きく動かして話す。2. 文字や絵を組み合わせることで情報を伝える。3. 盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。4. 掲示板、ファクシミリを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置する。
避難誘導時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難所での留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 聴覚障害のある人には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ、FAX等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者を配置する。また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるように配慮する。2. 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給する。3. 手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るように配慮する。

6. 視覚・聴覚障害のある人

特徴の把握と対応	<ol style="list-style-type: none">1. 外見からは、障がいがあることがわからない。2. 障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的な介助が必要となる。
情報伝達時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。2. 必要に応じて介助者、通訳者を配置する。3. 点字や手のひらに文字を書く等の手段により、状況を伝える。
避難誘導時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。2. 必要に応じて介助者、通訳者を配置する。3. 点字や手のひらに文字を書く等の手段により状況を伝える。
避難所での留意点	<ol style="list-style-type: none">1. コミュニケーション介助のボランティアの派遣が必要である。2. 自力でも理解できるように、点字や音声による案内等を行う。

7. 肢体不自由のある人

特徴の把握と対応	
	<ol style="list-style-type: none">1. 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要である。2. 発作、病気、体温調整が困難な場合がある。3. 話すことが困難な場合がある。4. 水分補給、食事、排泄、入浴の介助や医療的ケアが必要な場合がある。5. 普通食は無理で、ミキサー食と胃ろうによる摂取が必要な場合がある。6. 上記の他にも、不自由なケースは様々であり、状態の把握と対応が必要である。
情報伝達時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 本人の家族や支援者に、迅速な情報伝達をする。2. 文字の記入が困難な人がいるので支援者を配置する。3. わかりやすい情報伝達が必要である。
避難誘導時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等で避難誘導する。2. 移動用具が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。3. 発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。4. 一般の車イスは利用不可能な場合がある。 <p>(車イスを使用する場合)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進め、上るときは車イスを前向きに、下るときは車イスを後ろ向きにするのが安全である等、それぞれのケースに応じて移動時の安全を確保し、不安をのぞく必要がある。2. 緩やかな坂は車イスを前向きにして下りるが、急な坂は車イスを後ろ向きにして軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにするなど、避難時に適切で本人が怖がらず安全を確保できるような移動の仕方が望まれる。3. 階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
避難所での留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 車イスが通れる通路を確保する。2. できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。3. 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所を確保する。4. 車イス等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給する。5. 毛布・クッション、医療品・食料・非常食、水分等、程度に応じた支給が必要である。6. オムツ交換できる場所を用意する。

8. 内蔵機能・免疫機能に障害のある人

特徴の把握と対応	<ol style="list-style-type: none">1. 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要である。2. 医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要である。3. 外見からは、障がいがあることが分らない。4. 急激な環境変化に順応しにくい。5. 人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。6. 人工透析患者は、1日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限される。7. 疲れやすい。8. ペースメーカーを使用している人への配慮が必要である。
情報伝達時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 本人の家族や支援者に迅速な情報伝達をする。
避難誘導時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、医薬品を携帯させる。2. 自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。3. 必要に応じて迅速に、災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。
避難所での留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認する。2. 医薬品や衛生材料を確保する。3. 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。4. 避難所では、ケアのできるスペースを確保する。5. 非常食（障害特性を考慮した食品を含む）を確保する。

9. 知的障害のある人

特徴の把握と対応	
	<ol style="list-style-type: none">1. 急激な環境の変化に順応しにくい。2. 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺がみられる場合がある。3. ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返したりする。4. 自ら危険を判断し、行動することが困難な場合がある。5. 身辺のことを自らでできない場合がある6. 重複障害のある場合への対応が必要である。
情報伝達時の留意点	
	<ol style="list-style-type: none">1. 具体的に、わかりやすく情報を伝える。2. 絵、図、文字などを組み合わせ、漢字にルビを付けるなど、理解しやすい方法で情報を伝える。3. 努めて冷静な態度で接し、絶えずやさしい言葉をかける。4. サイレンなどの大きな音や声はパニックになりやすい。5. 重度知的障害者で全く言葉がない場合、また言葉を理解できない場合があるため、対応が必要となる。
避難誘導時の留意点	
	<ol style="list-style-type: none">1. 努めて冷静な態度で接し、絶えずやさしい言葉をかける。2. 必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動する。一人にはしないようにする。3. 災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をしても、叱ったりしない。4. 救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうこともある。5. 発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受けるようにする。6. 先天性の筋疾患がある場合、転倒しがちで、階段が困難な場合がある。7. 重度、重複の場合は、きめ細やかな対応が必要となる。
避難所での留意点	
	<ol style="list-style-type: none">1. 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちが落ち着くよう配慮する。2. 周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要となる。3. 障害特性により、パニックになるおそれもあるので配慮が必要である。4. 福祉相談員がいるなど、家族が相談できる機関の設置、家族へのケアが必要である。5. 寝食、排泄への対応が必要である。

10. 発達障害のある人

特徴の把握と対応	<ol style="list-style-type: none">1. 知的発達に遅れのある人もいれば、知的発達に遅れのない人もいる。2. 知的障害の有無に関わらず、発達障害自体の障害特性から、コミュニケーション能力、特に言葉のやり取りが難しいため、自分の気持ちや困りごとを相手に伝えること、相手の気持ちやその場の雰囲気を理解し他者と協調して行動すること、状況の変化に合わせて臨機応変に行動することが苦手である。3. 感覚過敏を持つ人が多い。多くの人ที่ไม่快感を生じない特定の音や匂い、触感などが大変苦手なことがあり、不適応行動を起こしやすい。4. 災害発生等急激な環境の変化には順応しにくく、精神的な動揺が生じやすい。
情報伝達時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。2. 言葉による説明だけでは理解しにくいことも多いので、絵、図、文字等を組み合わせ、視覚的な工夫を併用すると理解を得やすい。3. 現状認識が不十分なまま先の見通しが見つからないことで不安が増幅されるため、あいまいな表現は避け、「こうすれば大丈夫」ということを伝える。4. 「～してはいけない」ということを言わないようにする。
避難誘導時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。2. 全体指示とは別に、個別に小声でそばに寄り添って伝える方法が有効である。3. 災害の不安からパニックを生じやすいので、単独行動にならないよう配慮する。誘導する際は、あらかじめ支援者であること告げ、急に腕を引っ張ったり、後ろから肩を叩いたりして驚かせることのないよう注意する。4. 大声や奇声をあげたり異常な行動をしても叱らず、冷静に制止する。5. 大きなパニックを生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。
避難所での留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 災害発生後の急激な環境の変化（対人関係を含む）を理解できずに、精神的な動揺を生じてパニックを生じた場合は、周囲から離れて気持ちが落ち着ける環境の提供が必要である（刺激の少ない空間。例えば、避難所内に間仕切りを設置する、避難所外に個室スペースを用意するなど）。2. 現状を認識し先の見通しがつくと気持ちが安定し、スムーズに行動できるので、集団生活のルールや一日の流れを図や表にして貼るなど、視覚的工夫が有効である。3. 場合によっては、早期に二次避難場所等への移動を考慮する。4. 医療機関との連絡体制を確保する。5. 障害があるということが他の人にかわるような方法が必要である。6. 寝食、排泄・トイレの配慮が必要である。

11. 精神障害のある人

特徴の把握と対応	<ol style="list-style-type: none">1. 服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。2. 災害発生時には精神的な動揺が激しくなる場合がある。
情報伝達時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要である。2. 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。
避難誘導時の留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。2. 必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる。一人にはしない。3. 強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談し指示が受けられるようにする。
避難所での留意点	<ol style="list-style-type: none">1. 医療機関との連絡体制を確保する。2. 精神障害のある人の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要である。3. 精神障害のある人の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、早く復させることが必要である。4. 「神経」とか「精神」という言葉は使用しない。5. 話はじっくり聴く必要がある。6. 他人の目を気にしないで服薬できる場所を工夫する。7. 睡眠が十分取れるように配慮する。8. 現実離れした訴えも受け止める。9. 障害特性により、パニックになるおそれもあるので配慮する。

■参考資料2 災害時要援護者の非常持出品（例）

区 分	持ち出し品
<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり高齢者 ・認知症の高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート ・幅広いひも（おぶいひも）・常備薬など
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋・眼鏡・白杖・時計（音声・触知式等）・点字版・常備薬など
<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器（専用電池）・メモ用紙、筆記用具（筆談用）・笛 ・警報ブザー・メール機能付き携帯電話 ・文字放送付き携帯ラジオなど
<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート ・おぶいひも・予備の車いす・タオルケット・補装具 ・電動車いす用バッテリーなど
<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能・免疫機能に障害のある人 ・難病患者 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯用トイレ・常備薬・食事セット（治療食） 〈じん臓障害〉 ・透析施設リスト・透析検査データのコピーなど 〈呼吸器障害〉 ・携帯用酸素ボトルなど 〈ぼうこう・直腸障害〉 ・ストマ装具・洗腸セット （水・ウェットティッシュ・ビニール袋・輪ゴム・はさみ）など
<ul style="list-style-type: none"> ・知的発達に障害のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・常備薬・処方せん・本人がこだわりを持っている身の回り品 ・本人が食べられる食料など
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・常備薬・処方せん・水など
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ・ウェットティッシュ・粉ミルク ・ミネラルウォーターなど
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人 	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポートなど

用語の説明

※アイウエオ順

【災害時要援護者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられている。

【災害時要援護者避難支援プラン】

市が作成する一人ひとりの災害時要援護者、特に災害時に被災のリスクが高い個別計画登録者に対する避難支援計画。

市の災害時要援護者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、災害時要援護者リストの提供先、保管などの全体的な考え方と災害時要援護者一人ひとりに対する地域支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画（名簿・台帳）で構成する。

平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁において策定された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂）において、作成の必要性が示されている。

【災害時要援護者支援台帳】

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者の方など（災害時要援護者）に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを行うために、地域において避難支援を希望される方の台帳登録を行い、地域の自治会や自主防災組織、民生委員などの協力関係者に対して台帳を提供し、平常時の見守りや災害時の避難支援、安否確認などに役立ててもらおうもの。

【自主防災組織】

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第 5 条 第 2 項）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

【避難行動要支援者】

災害時要援護者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人々。

災害時要援護者避難支援計画を優先的・重点的に作成すべき対象者であり、本計画では、災害時要援護者リストに記載した要援護者と民生児童委員の地域の状況把握の中から、民生児童委員や区、自主防災組織等が協力して調査・把握する。

【避難準備情報】

避難準備情報は、人的被害の発生の可能性が高まったと判断された時点で、避難勧告の前段階で発表される避難情報で、市の防災計画にその判断基準を示すこととされている。

避難に時間を要する要援護者の避難行動の開始と避難支援者の個別計画登録者への避難支援の開始を求めるとともに、その他の人々に避難準備を求めるもので、内閣府、消防庁等関係省庁等による「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月）において提言され、平成17年度の国の防災基本計画に位置づけられた。

各市町村においても市町村地域防災計画へ位置づける必要があるとされている。

【避難所運営委員会】

災害時において、避難所は被災者の生活の場になる。その役割を十分に果たすためには、避難所を開設・運営するための様々なルール等を検討し、避難所運営訓練を通じて確認しておくことが大切である。「避難所運営委員会」は、その話し合いを行う場であり担当委員で構成され、有事に備えるとともに、有事には避難所および福祉避難所の運営を行う。

【要援護者班】

災害時要援護者の支援のため、市に設置する市内横断的な対策班。

平常時は、福祉・防災担当課の横断的なプロジェクト・チームであり、災害時要援護者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、災害対策本部の中の福祉課に設置し、災害時要援護者（個別計画登録者）の避難や避難後の支援などの業務を行う。

【福祉避難所】

災害時要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。町は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、災害時要援護者に配慮した避難所の確保に努める必要がある。

災害救助法が適用された場合、県の委任を受けた市が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の災害時要援護者に1人の生活相談職員（災害時要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、災害時要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができるとされている。

【ふれあい委員】

南丹市社会福祉協議会により委嘱される委員。自治会や区ごとに1名（世帯数の多いところは複数）設置されており、地域での見守りや声かけ、サロン活動の支援、地域で困りごとを抱えている方や生活の課題を抱えている方があれば、民生児童委員へつなぐなどの地域福祉活動を行っている。

南丹市災害時要援護者避難支援プラン

発行年月 平成24年3月

発行 南丹市役所 市民福祉部社会福祉課
〒622-8651

京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

TEL 0771-68-0007

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>